

## 主治医意見書作成料等について

令和6年4月1日  
長野市介護保険課

(1) 主治医意見書の記載に係る支払区分について

【意見書作成料】(消費税別)

	在 宅	施 設
新規作成者	5,000円	4,000円
継続作成者	4,000円	3,000円

「新規作成者とは」

- 当該被保険者の意見書を当該医療機関が初めて作成する場合
- 当該被保険者の意見書を当該医療機関で過去5年(前回意見書入手日から今回申請日)以内に作成していない場合
- 意見書の依頼は行われているが、認定申請の取下げが行われた場合で、当該被保険者の意見書を当該医療機関で過去5年(前回意見書入手日から今回申請日)以内に作成していない場合

「継続作成者とは」

- 当該被保険者の意見書を当該医療機関で過去5年(前回意見書入手日から今回申請日)以内に作成している場合
- 認定申請の取下げが行われた場合であっても、当該被保険者の意見書を当該医療機関で過去5年(前回意見書入手日から今回申請日)以内に作成している場合

「在宅とは」

- 意見書作成時が在宅(グループホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・養護老人ホームを含む)の場合
- 入院中ではあるが、入院先とは別の医療機関が作成する場合

「施設とは」

- 医療機関に入院しており、入院先の医療機関が作成する場合
- 介護保健施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・特別養護老人ホーム)に入所中で、当該施設の担当医(医療機関)が作成する場合
- 長期のショートステイ利用中で、当該施設の担当医(医療機関)が作成する場合

### 【留意事項】

- 要介護・要支援の認定申請区分は意見書の支払区分とは別です。  
要介護・要支援の認定の有効期間が切れ、新規申請した場合であっても、当該被保険者の意見書を当該医療機関で過去5年以内に作成している場合の支払区分は「継続」となります。また、要介護・要支援の更新や変更申請の場合であっても、当該被保険者の意見書を当該医療機関で過去5年以内に作成していない場合の支払区分は「新規」となります。
- 「新規」・「継続」は医療機関で判断します。  
同じ医療機関で過去に意見書を記載した医師とは別の医師が記載する場合であっても、過去5年以内に作成している場合の支払区分は「継続」となります。
- 「在宅」・「施設」の別は意見書を記載する時点とします。  
要介護・要支援の認定申請の申請時に入院していた場合であっても、意見書を記載する時点で退院して自宅等別の場所にいる場合は「在宅」となります。

### (2) 診断・検査費用の請求の取扱いについて

主治医がなく主訴もない者が要介護・要支援認定申請を行った場合、意見書記載にあたって必要な診察・検査（初診料及び医師の判断に応じて行った検査等）については、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができます。ただし、システムに係る加算等、意見書記載に直接関係ないものについては、診断・検査費用から除きます。

診断・検査費用については、2年毎、診療報酬に準じて改定を行っているため、最新の意見書作成料請求書の様式を使用してください。

### (3) 請求書受領に関する締め日について

- 毎月25日まで翌月払い（25日が土日、祝日の場合は翌開庁日）
- 毎月26日以降翌々月払い